

特定毒物所有品目及び数量届書

毒物劇物販売業者の登録が効力を失い、又は特定毒物研究者（使用者）でなくなった場合で、現に特定毒物を所有する場合に提出します。

1 必要書類

特定毒物所有品目及び数量届書（別記第17号様式）

廃止後15日以内に提出してください。

2 受付窓口

所管する各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

村山総合支庁（村山保健所）医薬事担当 山形市十日町1-6-6	TEL 023-627-1248
最上総合支庁（最上保健所）医薬事担当 新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1257
置賜総合支庁（置賜保健所）医薬事担当 米沢市金池7-1-50	TEL 0238-22-3872
庄内総合支庁（庄内保健所）医薬事担当 三川町大字横山字袖東19-1	TEL 0235-66-4738